北海道における BSE 対策

小**関** 忠雄 北海道農政部酪農畜産課

1 はじめに

日本における BSE の発生は、牛肉の消費と価格の大幅な低下をもたらし、道内の畜産農家と関連産業に大きな打撃を与えた。北海道では畜産農家と関連産業への経営支援対策と発生農家への経営再開支援を行うとともに、直ちに牛肉の安全確保と新たな感染防止対策に取り組んだ。その成果もあり、平成 14 年に入って発生した 4 例目、5 例目では、消費者も市場も冷静な反応を示し、最近の市場価格では BSE 発生前の水準に回復しつつある。

この間の北海道における BSE 対策は、適切な情報 提供を行うことを基本として取り組んできた。食品は、 消費者の評価と信頼がその購買動向を大きく左右する が、BSE の発生後、様々な対策を講じて「安全対策は 万全」と強調しても、なかなか消費者の「安心」を得 られなかったのは、過去の行政対応への不信と BSE 発生に引き続く偽装問題によりこの信頼感が崩れたこ とによる。こうした食に対する信頼を回復するために は、正しい情報を速やかに伝えることが重要であると 位置づけ、様々な対策を開始した。

BSE が疑われる牛が発見されたという報告を受けた9月11日には緊急対策会議を開催するとともに、畜産関係団体に説明を行った。また、翌日には消費者団体に BSE に関する説明会を実施した。と畜場における全頭検査の実施とそのスクリーニング検査結果(一次検査結果)の公表を決めたのも、速やかな情報提供が大事であるということに基づいている。副知事を本部長とする北海道 BSE 対策本部についてもその論議の全てを公開して行い、原因究明を推進するために生産者に対するサーベイランス検査への協力を奨励する措置など、これまでに 15 回の本部会議を開催し BSE 対策を推進してきた。

2 BSE 対策推進の基本的な考え方

北海道における BSE 対策は、(1)BSE の新たな感染防止のための対策、(2)畜産農家等の経営安定のための対策、(3)BSE に関する知識の普及と牛肉の消費回復のための対策、(4)畜産副産物(肉骨粉)を適切に処理するための対策、という大きく4つの柱で実施してきた。これらの対策には平成13年度に13億円、14年度にお

いては 21 億円を措置している. これまでに行ってきた 様々な対策については,「北海道が進める BSE 対策の 概要」として一覧表に整理した. 次に, これらの対策 から主なものを解説する.

(1) BSE の新たな感染防止のための対策

① と畜場における全頭検査

食肉の安全を保証するするため、と畜場における BSE 検査体制をいち早く整備するとともに、スクリーニング検査結果についても公表するなど、速やかな情報提供に努めた。

② 家畜衛生からの安全確保

農場段階の BSE 検査については、道内 14 カ所の家 畜保健衛生所に年間 2,200 頭の検査体制を整備し、 BSE サーベイランス検査を実施してきた。平成 13 年 4 月から 14 年 12 月までに 648 頭の検査を実施しているが、その全頭で陰性が確認されている。このサーベ イランス検査に積極的な協力を得るため、国に先駆けて生産者が検査へ牛を提供することへの奨励や、BSE 発生農家に対し原因究明への協力と位置づけて協力金 を交付するなどを行ってきた。

平成14年7月に牛海綿状脳症対策特別措置法が施行され、15年度から死亡牛のBSE検査が義務化された.北海道では、現在、死亡牛を対象としたBSE検査を開始するための準備を進めており、15年度からは24カ月齢以上で神経症状を呈した死亡牛及び平成8年2~4月生まれの死亡牛を対象に5,000頭程度を検査し、検査体制の整備が整う16年度からは道内で発生すると想定される死亡牛11万頭のうち、24カ月齢以上の4万頭の死亡牛全頭についてBSE検査を開始することとしている。

③ 飼料の適正給与の推進

牛の飼料給与については,動物性蛋白質を含む飼料の取り扱いについてのパンフレットを作成配布するとともに,飼料製造業者や販売業者への講習会を開催し,飼料の適正利用のための指導チームを地域に設置するなどの取り組みを進めた.

また、畜産試験場において牛用飼料への肉骨粉の混入がないかを分析、監視しているが、これまで(平成14年12月まで)分析を行った182点の飼料については動物性蛋白質は検出されていない。

④ BSE 関連の試験研究

国内 2 例目、 4 例目にあたる道内の BSE 発生農家 より、その疑似患畜の一部を畜産試験場において隔離 飼養し、経過観察とともに疑似患畜の基礎的なデータ 収集に努めている。

さらに、畜産試験場では異常プリオンの高感度で簡便な検出方法の開発に、根釧農業試験場では輸入飼料に依存しない地域資源を活用した北海道らしい乳牛飼養法の確立に取り組んでいる。

(2) 畜産農家等の経営安定のための対策

畜産農家等においては、BSE 発生以降牛肉の消費低迷や価格の下落により経営に大きな影響を受けた。北海道は農業団体と連携して BSE の影響調査を行うとともに、経営資金の融通に対する利子補給や、肥育農家に対する経営費の補塡や経営安定対策参加農家に対する生産者積立金の立て替え払いの支援を行い、BSE 発生農場に対しては経営再開に対する支援対策などを実施してきた。

また、BSEの発生により経済的に影響を受けている中小企業に対して特別金融相談室を設置し金融の円滑化を図った。

(3) BSE に関する知識の普及と牛肉の消費回復のための対策

牛肉の消費回復については、何よりも消費者の不安感を払拭することが重要であることから、北海道として知りうる限りの情報を迅速に伝えることに努めた。 BSEに対する知識の普及とともに、取り組む安全対策についての情報提供に努め、マスメディアによる広報や説明会の開催、産地見学会などを実施してきた。

と畜場における解体作業のなかで背割り工程が消費 者の不安の一つでもあったことから、全てのと畜場に せき髄吸引装置をいち早く整備し、安全の確保に万全 を期した

また,個体識別のために牛全頭に対する耳標装着を 行い,牛肉のトレーサビリティ確保のための仕組みづ くりに取り組んでいる.

(4) 畜産副産物 (肉骨粉) を適切に処理するための対策

BSEの撲滅には飼料を介した循環を断つことが最も重要であることから、BSEの感染源であることが疑われている肉骨粉の不正流用などが生じないように、確実に焼却処分することとした。これには市町村等の42カ所(平成14年12月以降は17カ所)の一般廃棄物処理施設や、2カ所のセメント工場と1カ所の製紙工場の協力をいただき焼却処理を進めている。一時は肉骨粉の在庫量は全道で1万トンを超えたが、民間の3工場の協力を順次得ることにより焼却能力は製造量を

上回る体制を整えることができ,平成15年春までには 在庫量の焼却は全て終了する見込みとなっている.

3 おわりに

わが国における BSE 患畜の発見より 1 年余りが経過し、牛肉の消費も価格についても発生前の水準に回復してきている。平成 14 年に入ってからの 4 例目、5 例目の発生に際しては、消費者も市場も冷静な反応を示しており、一連の対策により BSE に対する共通の認識がある程度浸透したとも評価できる。平成 15 年度からは死亡牛の BSE 検査を開始するが、原因究明の努力を続け、BSE が発生したとしても安心して生産できる環境を整えることが重要と考えている。

BSEの問題は、農業の最も基本的な役割が生命の糧である食料を安全・安心なものとして安定的に供給することにあること。そして、農業という生産活動がそれ単独で成立するものではなく、消費者の信頼に支えられていることを関係者に再認識させてくれた。今回のBSEでは、畜産と関連産業が大きな打撃を受けたが、農業とその関連産業は北海道にとって地域の重要な基幹産業であり、今後とも安定的な発展を図っていかなくてはならない。その発展を期していくためには、消費者の支持を得ることが何よりも重要であり、その消費者が食品に求める第一は「安全」であり、その安全が裏切られることがないという「安心」の保証である。

本道農業の特色である「豊かな土地資源」と「冷涼な気候」は、何よりも安全な農畜産物を生産するには有利な条件にあり、これまでもクリーン農業を推進してきたところである。また、平成14年度より新たに道産食品安全室を設置し、BSE対策に止まらず、道産食品の生産・加工から流通・消費に至る「安全・安心」な仕組みづくりを推進している。

BSE対策の一環として実施してきた消費者と生産者との意見交換会では、「消費者に足りなかったのは生産現場を知ることではないか」、「正確な情報を集め判断できる消費者でありたい」というように、食の安全に積極的に関わっていこうという消費者の声が聞かれた。BSE問題をきっかけに食の安全に向けられる消費者の目が厳しくなるとともに積極的な姿勢に変わってきていることを、生産者をはじめとした農業関係者や行政は「BSEの財産」ととらえ、消費者や流通関係者との協働作業として、安全・安心な食料生産のブランドとして北海道をつくりあげていくことに努力してまいりたい。

北海道が進める BSE 対策の概要

(1) BSE の新たな感染防止のための対策

- と畜場での BSE 検査の実施
 - ・ 検査機器,検査室,検査キット等の整備
 - ・ 検査機器の増設, 施設増築等
 - ・ 検査の実施と食肉衛生検査所整備 (東藻琴)
- BSE 検査に対応した食肉センターの整備
 - · 可食内臓等保管冷蔵庫と SRM 焼却炉整備
 - ・ 脊髄吸引装置の導入
- 家畜衛生確保対策の強化
 - ・ 家畜保健衛生所の BSE 病性鑑定施設の整備 (検査機器・保冷庫の整備)
 - ・ 牛海綿状脳症の病性鑑定体制の強化(異常牛立入検査,病性鑑定牛の処分等)
 - ・ 生産農家への衛生検査等の実施
 - · BSE サーベイランスの強化

(検査への協力を奨励するための生産者への検体提供奨励金、原因究明協力金の交付)

- 死亡牛 BSE 検査体制の整備
 - · 死亡牛の BSE 検査に必要な検査材料採取施設、冷蔵保管施設等の整備
- 飼料の適正給与の推進
 - ・ 適正給与の手引き、給与指針の作成、飼料製造・販売業者講習会開催
 - 牛用飼料の肉骨粉混入監視体制の整備
 - ・ 適正な飼料給与の推進,立入検査,肉骨粉混入監視の実施
- BSE 関連試験研究の推進
 - 疑似患畜の買上げ・隔離飼養・調査研究
 - 疑似患畜の隔離施設整備
 - ・ 異常プリオンの簡便な検出方法の研究開発
 - ・ 輸入飼料に依存しない地域資源を活用した北海道らしい乳牛飼養法の研究開発

(2) 畜産農家等の経営安定のための対策

- 経営の維持・継続に必要な資金の融通
 - 大家畜経営維持資金・BSE 対応畜産経営安定資金の融通(無利子化)と大家畜経営維持資金の償還延長
 - ・ 中小企業振興資金の融通
- 肉用牛肥育経営の負担軽減
 - ・「マル緊事業」の生産者積立金の立替基金造成支援
- BSE 発生農場の経営再開支援
 - ・ 発生農家の経営維持を支援する市町村に対する補助
 - ・ 発生農場における新たに導入される牛の事故率低減のための一時隔離施設や既存施設の改修などへの助成

(3) BSE に関する知識の普及と牛肉の消費回復のための対策

- 道産牛肉の安全性の PR と正しい知識の普及
 - ・ 検査済表示の実施, 啓発資料の配付
 - 消費者説明会等の開催
- BSE 発生に伴う緊急の牛肉隔離
 - · BSE 陽性牛関連の枝肉等の保留・廃棄への補償等
- 道産牛肉の安全性の確保
 - ・ 家畜個体管理に関わる IT 導入 (個体識別管理システムの運用)
 - ・ 安全・安心認定制度の検討 (先進国調査,制度検討,実験事業の実施)

- 安心な表示の仕組みづくりと牛肉消費向上対策
 - ・ 個体識別管理を利用した新流通システムの導入・普及
 - ・ 地域が主体となったキャンペーンの実施

(4) 畜産副産物 (肉骨粉) を適切に処理するための対策

- 肉骨粉の適正な処理の推進
 - ・ 肉骨粉製造業者等説明会の開催,焼却処理計画の策定及び連絡調整
- 畜産リサイクルシステムの検討
 - ・ 関係団体等との検討・協議の実施